

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農産局技術普及課）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（①農業者関係）		
税目	所得税・法人税（措法10の3、42の6、52の2）		
要望の内容	<p>【措置の概要】 青色申告を行う農業者等が機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、税額控除は資本金3,000万円以下の法人・個人事業主のみ。）の選択適用が認められる。</p> <p>【要望の内容】 適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲46,300 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高の平均を下回っており、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、生産性の向上に資する農業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援するものであり、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。

1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高の平均を下回っており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、こうした農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業の生産性向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

また、新型コロナウイルス感染症による事態の収束後の経済の活性化や東日本大震災からの復興が国家的な課題である状況で、農林漁業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。

さらに、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」においても、「食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられたところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境への変化の対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。

(略)

中山間地域を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。

(略)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>					
		政策の達成目標	本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：48,547円（令和3年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。					
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで（2年間）					
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ					
有効性	政策目標の達成状況	<p>前回の目標は、青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：50,162円（令和元年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は48,547円であった。</p> <p>このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p>						
		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>5年度（見込み）</td> </tr> <tr> <td>対象数（台）</td> <td>31,366</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>11,851</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>1,324</td> </tr> </table> <p>※「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査の結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p>	区分	5年度（見込み）	対象数（台）	31,366	適用件数（件）	11,851
区分	5年度（見込み）							
対象数（台）	31,366							
適用件数（件）	11,851							
減税見込額（百万円）	1,324							

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このことは、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>設備投資関連の税制としては、「中小企業経営強化税制」があり、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(関連する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ</li> </ul> <p>20,020百万円の内数</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農業者による農業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農業者や農業機械等が限定される上記予算措置では不十分であり、農業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農業者による農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財政投融资とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であって、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用件数】  令和元年度 13,167件 (13,167件)  令和2年度 9,178件 (13,167件)  令和3年度 11,851件 (13,167件)</p> <p>【減収額】  令和元年度 1,548百万円 (1,548百万円)  令和2年度 1,061百万円 (1,548百万円)  令和3年度 1,324百万円 (1,548百万円)</p> <p>本特例措置の対象機械等の出荷額等により減収見込額を算出。</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の6  ② 適用件数：（特別償却）22,884件の内数  （税額控除）26,158件の内数  ③ 適用額：（特別償却）1,999億円の内数  （税額控除）162億円の内数</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から適用実績を算出している。</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。
	前回要望時の達成目標	本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象とされる高性能農業機械を除く）の値：50,162円（令和元年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標は概ね達成している。目標に達していない理由として、新型コロナウイルス感染症の流行により経済が低迷し、農業者の買い控えが起こったことが考えられる。引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。
これまでの要望経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トン以上→3.5トン以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）</p> <p>平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）</p> <p>平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>平成31年度 2年間の延長（令和3年3月迄の適用期間の延長）</p> <p>令和3年度 2年間の延長（令和5年3月迄の適用期間の延長）</p>